

11 月祭における不適切な企画について

法学部 4 回生 川田広尚

11 月祭では本来参加者の判断により企画が実施されるべきところ、11 月祭の趣旨を踏まえ認められるべきでない企画及び企画実施方法が観念されるため、本議題ではその検討を行うものである。

1. 提出に至る経緯

11 月祭では従来、一律かつ広範に「企業協賛」が禁止されていた。しかし、議案提出者としてはかかる規制は明確な議決がなく、また目的に照らして広範であり更に不明瞭な規制であったため、「企業協賛の禁止」自体を今後そのまま適用しないことを求める議題を提出し、前回の全学実行委員会で可決された。

その際、11 月祭事務局としては、「規制を別途検討し提出する」旨を条件としていたため、適切な規制が作成されるよう、上記議案の提出者として改めて提案するものである。

2. 規制根拠とその内容

規制理由は『学生らによる自主的・主体的 11 月祭』宣言を貫徹することに置くことで差し支えないだろうと思われる。本年度では下記宣言が採択されている。

京都大学 11 月祭全学実行委員会は以下の宣言を掲げる。

京都大学 11 月祭は、学生ら当事者の主体的な活動によって行われることを、その至上の意義とする。学生らの自主的運営による主体的な活動によって創造されるさまざまな価値こそが、11 月祭を行う上で最も尊重されるものである。

そのため、何らかの外部組織によって学生団体もしくは学生個人への干渉が行われ、11 月祭が上記の意義に反した不当な利益を得る場になることがあってはならない。

全学実行委員会は、11 月祭をそのような場にしないための最大限の努力を行い、主体的活動とそこから創造される価値の実現を目指すことをここに宣言する。

これらを踏まえ下記の通り提案する。

- ・企画出展者である学生団体及び学生個人の自主性及び主体性を有さない企画は認められない
- ・他の企画に著しく不当な影響を及ぼす企画は認められない
- ・企画及び企画内容の規制及び制限は全学実行委員会場で判断されなければならない。
- ・企画及び企画内容の相談及び指摘を 11 月祭事務局が受けた際は、11 月祭事務局は規制及び制限が不要であることに限り独自に判断できる。その場合は 11 月祭事務局は全学実行委員会に事後報告するものとする。

・ 11 月祭事務局は本規制が実施される第 66 回 11 月祭以降について、企画の内容に関する先例集及びガイドラインを作り、将来の企画出展者に提示できるように備え置かなければならない。

3.規制内容の説明

・ 企画出展者である学生団体及び学生個人の自主性及び主体性を有さない企画は認められない

これにより認められない企画の典型は以下のようなものである。すなわち、学生を傀儡にして企業の宣伝に利用されるような企画、例えば、学生 1 名を企画責任者に据えて、実際の企画実施者は企業の従業員をして実施し、その内容も専ら企業の販促活動（市販品のサンプリング等）に終始するような企画である。

他方、これに該当しないような企画内容は、

- ・ 単純に頒布物に対し、広告の出稿を受けるもの
- ・ 学生が関与する NPO 法人等による企画
- ・ 営利企業、行政機関が関わる場合でも、学生が企画を管理しており、学生がその企画の趣旨内容を設定しているもの

などである。

判断基準、考慮要素としては以下のようなものが挙げられる。

- ・ 企画の準備及び当日の実行に関与する学生の数と学生以外の数の割合。学生以外が関与している場合は平常京都大学内の課外活動等への関わりの割合をも斟酌する。
- ・ 企画における資金関係。特に、営利企業や行政機関等から資金や企画に関係する素材等を受け取っている場合には、その資金や素材等がなくても成り立つかどうか。
- ・ 企画内容に対する関与の度合い。特に学生以外の参加者や部外者の具体的な指示があるかどうかや、暗黙の了解で意向を協力的に反映しているかどうか。
- ・ 企画実施の経緯。特に発案者が誰か。

・ 他の企画に著しく不当な影響を及ぼす企画は認められない

これにより認められない企画の典型は以下のようなものである。すなわち、専ら他企画のネガティブキャンペーンを行うような企画である。かかる企画であるかどうかは主観的、客観的態様をもって判断されるべきである。

・ 企画及び企画内容の規制及び制限は全学実行委員会場で判断されなければならない。

・ 企画及び企画内容の相談及び指摘を 11 月祭事務局が受けた際は、11 月祭事務局は規制及び制限が不要であることに限り独自に判断できる。その場合は 11 月祭事務局は全学実行委員会に事後報告するものとする。

本来 11 月祭への企画出展は京都大学において関わる人・団体であれば自由である。事務担当者である 11 月祭事務局の知り得た情報或いは参加者等からの指摘により、不適切な企画が露見すること

があると考えられる。しかし、個別具体的な企画への規制を行うのであれば、11月祭の最高運営機関である全学実行委員会の決定によらなければならない（あるいは全学実行委員会から権限の委託を受けるべき）と考える。他方、問題ないことの確認は11月祭事務局限りの判断で行ってもよいと思われる。しかし、それら判断が公平であることを担保するための手続きとして、全学実行委員会の場で報告をすべきものと思われる。

・11月祭事務局は本規制が実施される第66回11月祭以降について、企画の内容に関する先例集及びガイドラインを作り、将来の企画出展者に提示できるように備え置かなければならない。

これは参加者が企画内容の考案に関して萎縮することのないようにするためのものである。先例集は具体的な相談内容、ガイドラインは上記で述べた判断要素等のことである。

これまでも質問があったらそれを受け答えしていたと思われるが、HP上に公開することが望まれる。また、あくまで同じ規制に対する質問である必要があるため、今回の11月祭以降のものでよいと考えられる。

以上